

神戸市育休明け乳幼児の定期預かり事業運営費補助等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市育休明け乳幼児の定期預かり事業実施要綱に基づき、育休明け乳幼児の定期預かり事業（以下「事業」という。）を行う認定こども園、認可保育所（園）、私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第31条第2号に規定するものとして確認を受けた幼稚園に限る。）、小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「認定こども園等」という。）に対する育休明け乳幼児の定期預かり事業運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金)

第2条 市長は、事業実施認定こども園等に対し、別表1に定める算式により算定した補助金を交付する。

(補助金の申請)

第3条 認定こども園等は、前条の補助金を受けようとするときは、「育休明け乳幼児の定期預かり事業運営費補助金交付申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付額を決定し、「育休明け乳幼児の定期預かり事業運営費補助金交付決定通知書」（様式第2号）により、認定こども園等に通知する。

2 市長は、補助金交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第5条 認定こども園等は、前条の通知を受けたときは、「育休明け乳幼児の定期預かり事業運営費補助金交付請求書」（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付は、上半期及び下半期の2期に分けて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

育休明け乳幼児の定期預かり事業運営費補助金の算定方法等

1 補助金額の算定式

児童1人当たり補助額＝

（実施施設の公定価格表における利用児童の基本分単価＋処遇改善等加算単価）

×20/25－利用料

※利用料とは実施要綱第6条に定めるところによる。

※公定価格とは内閣府告示第119号に定めるところによる。